



あなたの未来 あなたの声で

衆議院議員総選挙および 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 8月30日(日)

○投票できる人

平成元年8月31日までに生まれ、平成21年5月17日までに転入届をし、その後、引き続き田川市の住民基本台帳に記録され、市内に住んでいる人

○投票日・投票時間

8月30日(日) 7時～20時

○投票の方法

衆議院議員選挙には、小選挙区選挙と比例代表選挙の2つの選挙があります。同時に最高裁判所裁判官国民審査もあります。

〔小選挙区選挙〕

候補者の氏名を書きます

〔比例代表選挙〕

政党名などを書きます

〔最高裁判所裁判官国民審査〕

投票用紙にあらかじめ裁判官の氏名が印刷されていますので、やめさせた方がよいと思う裁判官は、氏名の上の欄に×を書きます。

○点字投票・代理投票

視覚に障害がある人は、点字投票ができます。

また、身体に障害があるなどのために字がかけない人は、投票所の係員が代筆する代理投票ができます。どちらも係員に申し出てください。

○期日前投票

仕事や旅行、レジャーなどで投票区域外へ出かけるなど、投票日当日に投票所へ行けない場合は、期日前投票ができます。

なお、期日前投票の投票開始日は、公示日の翌日からとなりますので、ご注意ください。

▼とき 8月19日(水)～29日(土) 8時30分～20時

(土日も期日前投票ができます)

※ただし、最高裁判所裁判官国民審査は8月23日(日)からですので、三つの投票が同時にできるのは8月23日(日)からです。

▼ところ 田川市期日前投票所

(田川市役所1階大会議室)

▼持ってくるもの 入場券

※入場券が届いていない場合または紛失した場合は、本人と確認できるもの(運転免許証・健康保険証など)を持参してください。なお、印鑑は必要ありません。

○郵便での不在者投票について

身体に重度の障害がある人が、郵便で投票する制度です。

▼対象者 「身体障害者手帳」・「戦傷病者手帳」または「介護保険証」の交付を受けた人。

障害の程度により限定され、あらかじめ選挙管理委員会が発行する郵便投票証明書が必要です。

※詳しい内容については、問い合わせください。

○入場券

入場券(はがき)は、8月18日ごろ発送いたします。

入場券に投票の場所を書いていきますので、よく確かめてください。

○投票所が変わります

栄町、三井伊田、中央町、ひかりヶ丘に住んでいる人の投票所(第7投票区)が変わります。入場券に記載していますので、お確かめください。

〔旧〕田川小学校屋内運動場

〔新〕三井伊田集会所

○市内で転居した場合

市内から市内に転居して、8月10日(月)までに市民課に転居届を出した場合、入場券の住所・投票所は、新しい住所・新しい投票所になります。

※8月11日(火)以降に届け出た場合は、前の住所・前の投票所になります。

○選挙公報について

8月28日(金)までに配布する予定です。選挙公報が届かない場合は問い合わせください。